

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書(案)」に対する意見及びこれに対する考え方

■ 意見募集期間： 令和6年2月7日(水)から令和6年3月11日(月)まで

■ 意見提出数： 7件(法人・団体:6件、個人:1件)
※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者： 以下のとおり

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人
2	中部テレコミュニケーション株式会社
3	ソフトバンク株式会社
4	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
5	東日本電信電話株式会社
6	KDDI株式会社
7	西日本電信電話株式会社

■ 2. 「区域指定」に関するコスト算定

意見	考え方(案)	案の修正
(1)基本的な考え方 (ウ)考え方【P8～P9】		
<p>(意見1)</p> <p>ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度(以下「BB ユニバ制度」という)において、支援区域において自発的に挙手をした第二種適格電気通信事業者が撤退を余儀なくされる事態を避けるためにも、第二号基礎的電気通信役務の提供に要する維持管理費用については必要十分かつ過大でない支援がなされることが必要であると考えます。</p> <p>そのため、BBユニバ制度の支援を必要とする地域が、区域指定において不足なく「一般支援区域」または「特別支援区域」に指定されるためには、区域指定に際しては可能な限り、実態に即した算定方法を用いる必要があり、今後の標準判定式の運用にあたって、そうした点について、留意いただきたいと考えます。</p> <p>その際、当該地域に実際に設置されている設備や事業者が現に得られる収入とは乖離するような非現実的な方式、例えば長期増分費用方式のような、最新の需要・最新の技術に応じて毎年設備を構築し直すといった仮定を置くことは適当でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方1)</p> <p>区域指定に関する客観性を確保した「標準的なモデル」である標準判定式及びその運用については、区域指定における実際のコスト推計結果や運用状況等を見て、引き続き必要に応じた見直しを行っていくことが適当と考えております。御意見はその検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無
(2)標準判定式の構築の進め方及び適用関係 (ウ)考え方【P10～P11】		
<p>(意見2)</p> <p>本報告書案のとおり、公設地域においては、議会の承認プロセス等を経た予算等に基づいて維持管理費用の支出がなされており、当該費用について一定の客観性と透明性が確保されていることを踏まえれば、当該費用に基づいてコスト算定を行うことが適当とされたことに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方2)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

(3)LRICモデルの活用・流用の可能性 (ウ)考え方【P13】		
<p>(意見3)</p> <p>「区域指定」に関する標準判定式においては、未整備地域を含む約23万町字全ての町字別の一回線当たりのコストを算定する必要があるため、モデルプログラムを活用した算定はやむを得ないと考えますが、支援を必要とする町字が不足なく支援区域として指定されるよう、第二種交付金制度の運用開始に向けて実態に即した算定とするための補正を行っていただきたいと考えます。</p> <p>また、将来的に実施される実際のコスト推計結果や運用状況を踏まえた見直しに当たっても、実態に即した算定となっているかの観点からの検討が必要であると考えます。</p> <p>モデルプログラムの活用はやむを得ないとしても、特に、電話ユニバ制度で用いられる長期増分費用方式の以下の考え方は、電気通信事業者の実態と大きく乖離するため、そうした考え方が反映されないよう、モデルプログラムを修正・運用する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現実の地形や山間部等での追加的の工程・物品等地域毎の工程を考慮しない点 ② 一般的に、設備設置事業者は、あらかじめ一定程度の需要を見積もった上で設備構築を実施するにも拘わらず、モデルプログラムにおいて構築される設備を毎年度撤去し、最新の需要に応じて設備を構築しなおす点 ③ モデルプログラムにおいて構築される設備を撤去し、最新の技術に応じて設備を構築しなおす仮定は、未償却の設備を廃棄することになり、効率的ではない点 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方3)</p> <p>報告書(案)では、ブロードバンドのユニバーサルサービスにおける長期増分費用モデル(LRICモデル)の活用・流用については、区域指定の判定における実際のコスト推計結果や運用状況を見て、引き続き必要に応じて見直していくことが適当とされており、御意見はその見直しの際の参考とさせていただきます。</p>	無
(4)区域指定に関するコスト算定方法(共通部分) ② 区域指定に関するコスト算定の需要の考え方 (ウ)考え方【P19】		
<p>(意見4)</p> <p>賛同します。幹線やHE設備については、将来の需要を想定して設計・構築するケースが多いため、構築当初は一回線当たりのコストを実需要とした場合には、高くなる傾向にあり、その点も踏まえた検討の継続をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>(考え方4)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>報告書(案)でも、幹線部分や引込線など、ネットワークの要素ごとに需要数を想定する手法については、引き続き検討することが適当とされており、御意見はその検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無

(5)各論:各部門におけるコスト算定 ①アクセス回線部門 (イ)町字別の回線密度の精緻化 (iii)考え方【P23】		
(意見5) 非可住地面積の算出に当たっては、総務省殿においてその手法を検討することとされておりますが、支援が必要な区域が公正に指定されることを念頭に、手法を検討いただくことが必要と考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	(考え方5) 御意見は、総務省において検討する際の参考とさせていただきます。	無
(意見6) 電話のユニバーサルサービスに適用される現行の長期増分費用モデルにおいても、実態としても需要がある地域に回線設備が敷設されることを踏まえ、町字別の回線密度を算出するにあたって、町字別の面積から非可住面積を除くことが適当とする本報告書案に賛同します。 【ソフトバンク株式会社】	(考え方6) 賛同の御意見として承ります。	無
(5)各論:各部門におけるコスト算定 ①アクセス回線部門 (ウ)町字から局舎までの距離の補正 (iii)考え方【P25～P26】		
(意見7) 町字から局舎までの距離の補正に当たっては、総務省殿において算定方法や手法を検討することとされておりますが、支援が必要な区域が公正に指定されることを念頭に、算定方法や手法を検討いただくことが必要と考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	(考え方7) 御意見は、総務省において検討する際の参考とさせていただきます。	無
(意見8) アクセス回線部門のコスト算定にあたり、より実態に即するとの観点を重視し、局舎から町字までの距離を考慮することが適当とする本報告書案に賛同します。 なお、今後実際の距離の算定方法や考慮する手法については総務省殿において、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会における事業者からの提案を踏まえ、より適切な方法を検討いただきたく存じます。 【ソフトバンク株式会社】	(考え方8) 前段の御意見については、賛同の御意見として承ります。 後段の御意見については、総務省において検討する際の参考にさせていただきます。	無

(5)各論:各部門におけるコスト算定 ①アクセス回線部門 (エ)除却損の取扱い (iii)考え方【P28～P29】		
(意見9) 本報告書案で整理された通り、除却損は減価償却費に既に含まれることから、区域指定および交付金算定において除却損を設定し考慮することは適当でないと考えます。 なお、災害の発生等で大規模な設備の復旧による多大なコストが発生し、固定ブロードバンドサービスの維持が図られないような場合には、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第3条ただし書きの規定に基づく許可申請に準ずる方法により対応することも考えられますが、個別の取扱いについては総務省殿における検討結果を踏まえ、コスト算定研究会等の場において引き続き議論すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(考え方9) 報告書(案)でも、災害の発生頻度をあらかじめ織り込んだ除却損を設定し、区域指定の判定において考慮するのは適当でないとしつつ、災害等で資産の除却が発生し、多大なコストが発生した場合におけるその費用の個別の取扱いについては、不採算地域におけるユニバーサルサービスを維持する観点から、総務省において検討することが適当とされており、御意見はその検討の際の参考とさせていただきます。	無
(5)各論:各部門におけるコスト算定 ②中継回線部門 (ア)算定方法 (iii)考え方【P30】		
(意見10) 中継回線部門コストの算定に当たっては、総務省殿において算定方法を検討することとされておりますが、支援が必要な区域が公正に指定されることを念頭に、算定方法を検討いただくことが必要と考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	(考え方10) 御意見は、総務省において検討する際の参考とさせていただきます。	無
(5)各論:各部門におけるコスト算定 ③海底ケーブル部門 (ア)算定方法 (iii)考え方【P31～P32】		
(意見11) 陸揚局に係るコストの算定に当たっては、総務省殿において算定方法を検討することとされておりますが、支援が必要な区域が公正に指定されることを念頭に、算定方法を検討いただくことが必要と考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	(考え方11) 御意見は、総務省において検討する際の参考とさせていただきます。	無

<p>(意見12)</p> <p>「海底ケーブル」の具体的な算定として、原則海底ケーブルの亘長に単価を乗じる方法が適当とする本報告書案に賛同します。</p> <p>また、「陸揚局」についても本報告書案において整理された通り、陸揚げ局内におけるブロードバンドサービスに関するユニバーサル制度の対象設備を明らかにした上で、他役務との切り分けや中継回線部門コストとの二重算定とならないよう、総務省殿において慎重に検討を進めていただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方12)</p> <p>前段の御意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の御意見については、総務省において検討する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>(5)各論:各部門におけるコスト算定</p> <p>④設備利用部門</p> <p>(ア)算定方法</p> <p>(iii)考え方【P33】</p>		
<p>(意見13)</p> <p>ワーキンググループの議論対象外の費目部分の設備利用部門コストの算定に当たっては、総務省殿において算定方法を検討することとされておりますが、支援が必要な区域が公正に指定されることを念頭に、算定方法を検討いただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>(考え方13)</p> <p>御意見は、総務省において検討する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>(意見14)</p> <p>設備利用部門コストは、町字ごとにより大きく変動するものではないことに賛同します。ただし、交付金対象となる事業者の各コストが全国平均コストと大きく異なる可能性があるため、継続して検討することが適当だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>(考え方14)</p> <p>前段の御意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段で御意見については、総務省において検討する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>(6)区域指定のコスト算定に関する入力値等</p> <p>(ウ)考え方【P35】</p>		
<p>(意見15)</p> <p>区域指定において、支援が必要な町字を正しく特定するためにも、実態に即したコスト算定とする必要があり、算定に用いる入力値については、実際に第二種適格事業者として設備設置を行うことを想定した値とすることが必要と考えます。</p> <p>そのため、今後、総務省において入力値の公募を行う場合には、本報告書案に例示されており、「30万を超える契約回線数を持って第二号基礎的電気通信役務を提供する者」といった基準に加え、以下のような要件を満たすよう設定していただきたいと考えます。</p> <p>① 不採算エリアや一者提供エリアにおいて、実際にFTTHサービス等の第二号基礎的電気通信役務を提供している事業者の実績であること</p> <p>② 各係数・入力値は、統一的な考えに基づき設定する必要があることから電気通信事業会計規</p>	<p>(考え方15)</p> <p>御意見については、今後総務省において入力値の公募を実施する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

則に準じた適切な会計実績に基づくものであること

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

■ 3. 「交付金算定」に関するコスト算定

意見	考え方(案)	案の修正
<p>(1)基本的な考え方 (ウ)考え方 (特異判定式の導入について)【P42～P43】</p>		
<p>(意見16) ①公設設備が民間移行された場合、又は②新規に民設民営方式の設備が整備された地域については、これまで採算性の観点から事業者による提供が行われてこなかった地域であり、そうした地域において、今後、事業者による自発的な民設移行や事業者による新規整備を進めていくためには、担い手となる事業者に対する必要十分で過大でない支援により事業者のインセンティブを確保するとともに安定的な事業運営が可能となることが必要不可欠であると考えます。その点、①や②以外の地域とは制度設計する上での前提条件が大きく異なることから、今回、①や②の地域については、例外的に「特異判定式」を適用することが適当とされたことやその適用期間も詳細に整理が図られたことに賛同します。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方16) 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(1)基本的な考え方 (ウ)考え方 (特異判定式における算定方法)【P43～P44】</p>		
<p>(意見17) 特異判定式の適用はあくまでも例外的な対応で、原則である標準判定式の適用にいずれ戻すと本報告書案に賛同します。 第7回コスト算定研究会における春日委員のご発言にもありましたとおり、BBユニバ制度による交付金は第二種適格電気通信事業者が提供するブロードバンドサービスの赤字全額を補填するものではなく、特異判定式を適用すべき事由が解消され次第、速やかに原則に戻すべきと考えます。 なお、特異判定式を適用する町字については、透明性と公平性の担保のために、真に役務提供に必要な費用、標準判定式を採用した場合との乖離、具体的な適用理由等について広く一般に公表すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方17) 前段及び中段の御意見については、賛同の御意見として承ります。 後段の御意見については、報告書(案)においても、特異判定式の適用については、今後実際の運用状況等も考慮して継続的に見直すことが適当であり、また、当該見直しの議論にも資するべく、経営情報等にも配慮しながら、公表の具体的な項目や方法について、総務省令等で策定することが適当とあるところ、その策定等の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>(意見18) 特異判定式について、①公設地域や②未整備地域において、実態により即したものとすよう、実</p>	<p>(考え方18) 第一文及び最終文の御意見については、賛同の御意見として承</p>	<p>無</p>

<p>際の構築費用を用いることが適当とされたことに賛同いたします。</p> <p>維持管理費用については、一般的に、設備の維持管理費用は、その設備の構築費用(取得固定資産価額)に比例すると考えており、山間部等では、伐採や除雪、急な斜面での施工等の追加的工工程・物品を要することから、構築費用が都市部よりも高額となることを見込まれるため、実際の設備構築費用に維持管理係数をかけ合わせるにより交付金を算定することが適当と考えます。また、維持管理係数については、全国平均を用いることで、効率化効果を織り込むことが可能になると考えます。こうした点について、総務省殿における今後の検討において考慮いただきたいと考えます。</p> <p>特異判定式の適用期間について、将来的に、特異判定式の適用や標準判定式の適用に切り替わる時期の検討を行う場合には、支援区域において役務提供を維持するために事業者が負担する維持コストは変わらず発生し続けるものであり、前述のとおり、①や②の地域については担い手となる事業者のインセンティブの確保や安定的な事業運営が可能となること不可欠です。</p> <p>さらには、ひとたび整備された設備は長期に亘り運用されることから、事業者が民設移行や新規整備の担い手となるためには、交付金による支援の額やその得られる期間について十分な予見性・見通しが得られることが不可欠であり、標準判定式の適用に切り替わるにより支援の額が部分的かつ支援の期間が一時的となるおそれがある場合は、そうした担い手となることに慎重にならざるを得ません。</p> <p>そのため、役務提供の実態や、事業者のコスト負担状況等に大きな環境変化がない限り、「特異判定式」が導入された区域において「特異判定式」の適用を途中で打ち切ることや、「標準判定式」の適用に切り替えることは極めて慎重に行われる必要があると考えます。</p> <p>また、実際の交付金の算定に当たっては、透明性や公平性の担保が重要である一方、経営に関する情報等も十分に含まれることから、そうした点への配慮が行われることについて賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>ります。</p> <p>設備の維持管理費用に係る交付金の算定方法に関する御意見については、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、特異判定式の適用や標準判定式の適用に切り替わる時期に関する御意見については、報告書(案)においても「総務省において継続的に見直すことが適当」であり、その際、実際の運用状況等も考慮しながら検討すべきとあるところ、その検討の際の参考とさせていただきます。</p>	
---	---	--

<p>(3)各論:各部門におけるコスト算定</p> <p>①アクセス回線部門</p> <p>(ア)算定対象の設備範囲</p> <p>(iii)考え方【P47~P48】</p>		
<p>(意見19)</p> <p>「FTTHにおける収容ルータ」について、未整備地域の町字にブロードバンドサービスを提供することを目的に当該町字のみのために限定的に新規整備した事例も存在しており、今回、個別具体的な事情を維持管理費用の支援において例外的に取り扱う手立てを用意しても良いとする考えが示されたことに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方19)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(意見20)</p> <p>本報告書案で整理された通り、収容ルータおよび5Gコアは原則として中継回線設備に含まれ、交</p>	<p>(考え方20・21)</p> <p>御意見を踏まえ、この点に係る議論の趣旨の明確化を図る観点か</p>	<p>有</p>

<p>付金算定の対象範囲に含まれるものではないことから、例外的な取り扱いとする場合はその必要性について慎重に確認、検討する必要があると考えます。</p> <p>また、個別具体的な事情を考慮し当該費用を交付金算定の対象とする場合、第6回コスト算定研究会におけるKDDI株式会社殿のご発言にもありましたとおり、当該設備の構成や費用については、透明性の担保のために、総務省殿への報告のみでなく広く一般に公表されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ら、次のとおり、修文いたします。</p> <p>○原案： 仮にそのような個別具体的な事情を考慮して例外的に「FTTHにおける収容ルータ」及び「5Gコア」を取り扱う場合においては、その取扱いの必要性を確認するため、総務省において、それら設備の構成や費用等について、第二種適格電気通信事業者から毎年報告を受け、精査することが必要である。</p> <p>○修正案： 仮にそのような個別具体的な事情を考慮して例外的に「FTTHにおける収容ルータ」及び「5Gコア」を取り扱う場合においては、その取扱いの必要性を確認するため、総務省において、それら設備の構成や費用等について、第二種適格電気通信事業者から毎年報告を受け、<u>精査することが必要であり、また、透明性を担保するため、内容を整理した上で公表することが適当である。</u></p>
<p>(意見21)</p> <p>本制度の原資の負担が最終的には国民負担になることに鑑みると、個別具体的な事情を考慮して例外的に「FTTHにおける収容ルータ」及び「5Gコア」を取り扱う場合において、総務省における精査に加え、透明性が担保されることが必要であるため、本項目の最後の「仮に」から始まる一文を、以下のように修文することをご検討いただきたいと思います。</p> <p>■修正案： 仮にそのような個別具体的な事情を考慮して例外的に「FTTHにおける収容ルータ」及び「5Gコア」を取り扱う場合においては、その取扱いの必要性を確認するため、総務省において、それら設備の構成や費用等について、第二種適格電気通信事業者から毎年報告を受け、<u>精査することが必要であり、また、透明性を担保するため、内容を整理した上で公表することが適当である。</u></p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	

<p>(3)各論:各部門におけるコスト算定</p> <p>①アクセス回線部門</p> <p>(ウ)共通費の配賦基準</p> <p>(iii)考え方【P54～P55】</p>		
<p>(意見22)</p> <p>BBユニバ制度が、「電気通信事業者」との切り口から、その「電気通信事業者」による互助で成り立つ、「通信」を受益する者による負担(受益者負担)制度として制度化されていることに鑑みると、放送サービスに係る費用を除いた上で、第二種交付金を算定することが適当との本報告書案に賛同します。</p> <p>また、放送サービスと共用する通信設備に関しては、放送に係る費用を除く算定方法についても本報告書案が妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方22・23)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(意見23)</p> <p>継続的な見直しを前提に、制度の運用を円滑にすすめるために、技術中立性の観点からも、方式の違いによらず、運用開始時点では、2/3とすることに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		<p>無</p>

<p>(意見24)</p> <p>BBユニバ制度により維持されるブロードバンド基盤は、不採算地域における社会インフラとして、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療のほか、インターネットアクセスを通じた放送コンテンツの視聴等、国民生活上の様々な用途で利用可能なものであり、そうした基盤を最大限に活用することが、利用者利便の向上及び社会全体のコストミナムな生活インフラ維持に資するものと考えます。</p> <p>そのなかで、ブロードバンドネットワークを用いてRF方式又はIP方式(マルチキャスト配信に限る。)によって提供される放送サービスも、電気通信役務を用いて提供されるものであり、ネットワークレイヤーの上で提供されるアプリケーションの一つに過ぎないものと考えます。</p> <p>そうした観点からは、本来であれば、ブロードバンド基盤を通じて提供される様々なサービスを「放送」「通信」と区分することなく、基盤設備の維持に必要な芯線コストは全てBBユニバ制度による支援対象とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方24)</p> <p>御意見として承ります。</p> <p>なお、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務の在り方」答申(令和5年2月)及びブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループにおいて議論されたとおり、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が電気通信事業者による互助で成り立つ、受益者負担制度であることに鑑みると、放送サービスに係る費用を除いた上で、交付金を算定することが適当と考えられております。</p>	<p>無</p>
<p>(3)各論:各部門におけるコスト算定</p> <p>②海底ケーブル部門</p> <p>(イ)算定方法</p> <p>(iii)考え方【P58～P59】</p>		
<p>(意見25)</p> <p>陸揚局に係るコストの算定方法については、陸揚げ局内部の構成設備も含め、真にブロードバンドの役務提供に必要不可欠な設備を特定し、引き続き総務省殿において慎重に検討を進めていただきたく考えます。</p> <p>また、海底ケーブル部門がそもそも例外的に一部機能をコスト対象としていることに鑑み「陸揚局から最寄り収容局までの間の設備」について、海底ケーブル部門コストの対象設備の範囲に含めないとこととする本報告書案に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方25)</p> <p>前段の御意見については、考え方12に同じです。</p> <p>後段の御意見については、賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(意見26)</p> <p>海底ケーブルについては、「海底ケーブルの巨長に単価を乗じる方法が適当である」とされた標準判定式を活用する場合であっても、未整備地域も含めて算定を行う必要がある区域指定とは異なり、交付金算定においては、実際に整備された地域が対象となることから、その巨長や単価は、可能な限りそれぞれのケーブルごとの実際の距離や実際の単価に基づいて算定される必要があると考えます。</p> <p>また、とりわけ陸揚局に係るコストについては、各島の地理的要因により特殊な工法を用いる必要があること等により、平均とは著しく異なる場合があることが想定され、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも必要になると考えます。</p> <p>そのため、今後、総務省において検討を行う中では、こうした点を踏まえた検討を行っていただき</p>	<p>(考え方26)</p> <p>御意見は、報告書(案)にある総務省において今後検討を深める際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>たいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>(4)その他 (イ)考え方【P61】</p>		
<p>(意見27)</p> <p>本報告書案に記載の通り、災害等の有事における役務維持、早期復旧用の設備については、不採算地域や第二号基礎的電気通信役務の提供に限らず用いられるものであり、他のコストとの切り分けも困難であることから交付金算定に関するコスト算定の対象とすることはなじまないものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方27)</p> <p>御意見は、報告書(案)にある総務省において今後慎重に検討する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>(意見28)</p> <p>必要十分で過大でない交付金額を算定できる仕組みとするため、今後、総務省において入力値を事業者から公募を行う場合には、区域指定に関する公募時と同様に、答申案に例示されているとおり、「30万を超える契約回線数を持って第二号基礎的電気通信役務を提供する者」といった基準に加え、以下のような要件を満たすよう設定していただきたいと考えます。</p> <p>① 不採算エリアや一者提供エリアにおいて、実際にFTTHサービス等の第二号基礎的電気通信役務を提供している事業者の実績であること</p> <p>② 各係数・入力値は、統一的な考えに基づき設定する必要があることから電気通信事業会計規則に準じた適切な会計実績に基づくものであること</p> <p>災害は、不採算地域も含めた全国あらゆる箇所が発生する可能性があり、災対対策設備に要するコストは支援区域における安定的な役務提供に必要不可欠な費用であると考えます。</p> <p>そのため、事業者の提供エリアにおいて配備している災害対策設備に要するコストのうち、支援区域において配備した相当分を適切な配賦基準(回線数等)に応じて算定し、交付金算定に関するコスト対象とすることを、今後、総務省において検討していただきたいと考えます</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方28)</p> <p>前段の御意見については、考え方15に同じです。</p> <p>後段の御意見については、報告書(案)にある総務省において今後慎重に検討する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>おわりに【P62】</p>		
<p>(意見29)</p> <p>今般の検討においては、多くの事項が「引き続き検討」、「見直しを行うことが適当」とされ、今後、更なる精査・検討を行うことが想定されているところであるが、本制度の原資の負担が最終的には国民負担になることに鑑み、本項目の最後の「総務省においては、」から始まる一文を、以下のように修文することをご検討いただきたいと考えます。</p> <p>■修文案： 総務省においては、社会経済環境の変化や技術の進歩も見定めながら、実際の運用状況等を踏まえつつ、本制度の原資の負担が最終的には国民負担になることに鑑み、利用者の重荷にならないように留意することを基本的視座として、適時適切な制度の見直しを実施すべきである。</p>	<p>(考え方29)</p> <p>御意見については、「交付金による支援とその原資たる負担金のバランスに配慮する観点」が、既に報告書(案)の各項目において記載されており(基本的な考え方を説明するP8～P9、P15など)、原案のままさせていただきます。なお、御意見は総務省において今後各種検討する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

■ その他

意見	考え方(案)	案の修正
<p>(意見30)</p> <p>交付金算定における特異判定式の適用を受ける町字に課される報告義務やその項目等、本報告書案において「総務省において検討」とされている継続検討課題については、今後、総務省殿における検討結果を、審議会や研究会においても議論した上で最終的に整理されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方30)</p> <p>御意見については、必要に応じてブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会などで有識者の御意見を賜りながら、考え方17も含め、今後総務省において検討を深める際の参考とさせていただきます。</p>	無
<p>(意見31)</p> <p>v(^ ^)v 範囲外の意見として弾かれるかもしれないけど一応こっちにも同じく内容一緒に一個だけコメント送ってきます v(^ ^)v</p> <p>人口減少という構造的な問題が主要因で僻地・過疎地のブロードバンドサービスを民業でカバーしきれなくなるという問題提起をしておきながら、当事者以外から集めた血税等を交付金やら助成金やらでバラ撒くという考え方は矛盾しています。</p> <p>人口減少により必要なコストはどんどん増えるのに、それを穴埋めする税収はどんどん減っていく(人口減少が経済成長を大きく上回ることは確実)訳ですから、持続可能な考え方ではありません。</p> <p>村おこしもせず金銭的な負担もしたくないならある程度人口のある場所に移住するなどすべきであり、こうしたバラ撒き政策はそういった自然に行われるべき自己最適化を大きく妨げ、無意味なコストをどんどん増やすだけになります。</p> <p>個人的なワガママ(移住費用を捻出できないなども含む意味でのワガママ)で僻地や過疎地に住み続けたいのであれば、通信環境はstarlinkなどで賄えばよい話です。</p> <p>いちいち光ファイバー網を敷く・既設設備の維持に血税を無駄遣いする必要性はありません。</p> <p>日本の政治の悪いところはコノ手の公平や平等を履き違えた「間違いを続けることを応援する」考え方にあり、平気で他人の財布に手を突っ込んで失敗を延々と続けることに問題があります。</p> <p>人口減少による問題の解決を探るという方向性なのであれば、自律的に最適化が起きるような方向にするために、受益者負担の原則をきちんと保つことが重要です。</p> <p>本来ならば成長のために投資すべきリソースを、こういった「間違いを続ける人々」を支援することに使えば、当然今後も経済も社会も成長せず、人口減少によって苛烈な酷税局の取り立てにより国が亡ぶことにしかなりません。</p> <p>v(^ ^)v 正直言って、こんな無意味でエクストリーム自殺願望しかないようなことに行政リソース使っ て検討していること自体、日本が滅びに向かう大きな要因となっておりますよ！ v(^ ^)v</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>(考え方31)</p> <p>「ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書(案)」の意見募集の対象外であるため、御意見として承ります。</p>	無